

# 出水市における児童虐待再発防止に向けた提言書【概要】

令和3年6月16日

出水市児童虐待再発防止検討委員会

## 【委員会の目的】

本委員会では、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会において、令和2年9月2日に公表された「令和元年8月死亡事例に係る検証報告書」（以下、「県検証報告書」という。）で示された「明らかとなった問題点・課題」を踏まえ、出水市関係部分を整理し、死亡事例の再発防止策等を審議することを目的とした。

## 【事例の概要（県検証報告書から抜粋）】

令和元年8月28日、A児童相談所が継続指導中だった4歳の女児（以下、「本児」という。）が死亡する事例が発生した。本児は、母親の交際相手の男性が病院へ搬送し、その後搬送先で死亡が確認され、搬送先から警察へ検視依頼がなされている。本事例は、平成31年3月16日に189（いちやく）を通じて虐待を受けているかもしれないとの匿名通告があり、A児童相談所職員がB市の本児宅を訪問し、本児への関与が始まったもの。その後、本児は同月21日から4月2日までの間に4回E警察署に保護され、同署もA児童相談所に対して2度児童通告書を送付しているが、同所は一時保護することなく、援助方針会議の結果、継続指導としている。5月13日、B市が母親の交際相手の存在を確認し、A児童相談所とE警察署に情報提供している。7月30日、本児は母親とともにB市から出水市に転居し、その後、出水市は本児が死亡するまでの間、数回にわたり本児宅を訪問していた。しかし、母子とは本児が亡くなる2日前の8月26日までは面会できていなかった。

（注）189（いちやく）：全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル

## 【検討委員会委員】

氏名	役職	備考
新倉 哲朗	弁護士法人和田久法律事務所 代表弁護士	委員長
高橋 佳代	鹿児島大学大学院臨床心理学研究科 准教授	副委員長
五反田 晃一	鹿児島県中央児童相談所長	
末廣 政春	鹿児島県警察本部生活安全部人身安全・少年課 児童虐待対策官	R3.3.25まで
中尾 直毅	鹿児島県警察本部生活安全部人身安全・少年課 児童虐待対策官	R3.4.16から
永松 省三	こどもクリニック永松 院長	

**【審議経過】**

開催日	内 容
令和2年10月16日	第1回委員会の開催 県検証報告書の概要説明、委員からの質疑、意見交換
令和2年12月25日	第2回委員会の開催 問題点・課題、再発防止策の検討、委員会スケジュールの確認
令和3年2月12日	第3回委員会の開催 問題点・課題、再発防止策の検討、提言書案の検討
令和3年4月16日	第4回委員会の開催 問題点・課題、再発防止策の検討、提言書案の検討
令和3年6月16日	第5回委員会の開催 提言書の取りまとめ

**【事例の主な経過（出水市関係部分）No.1】**

年月日	事例の経過
令和元年7月17日	<b>母子の転居に際し、B市から出水市に情報提供</b> →B市によると、同市は出水市に対し、転居先や母子の情報、簡単な概要を伝えたとしているが、出水市はあまり深刻なケースと捉えていなかった。
令和元年7月22日	<b>本児が救急外来を受診</b> →本児が7月21日(日)午後10時ごろに頭をぶつけて嘔吐したため、深夜2時にH病院を受診している。
令和元年7月30日	<b>母子が出水市へ転入</b>
令和元年7月31日	<b>B市から出水市へケース移管文書が送付</b>
同 上	<b>母子が出水市を訪問し、出水市職員が面談</b> →数日前に、本児は左目上に青痣を作っており、母親からH病院を受診したこと等について聞きとっている。
令和元年8月1日	<b>H病院から出水市へ情報提供</b> →「7月22日(月)午前2時に当該母子が救急外来を受診。母親は子どもが室内で遊んだ際、テーブルの角に頭をぶつけ、嘔吐したので病院に連れてきたと話していた」との情報提供を受けている。
令和元年8月2日	<b>出水市の母子保健担当課職員と児童福祉担当課職員で協議し、8月6日に本児宅の家庭訪問を決定</b>

**【事例の主な経過（出水市関係部分）No. 2】**

年月日	事例の経過
令和元年8月5日	<p><b>I 病院から出水市へ情報提供</b>                      → I 病院から「母親が本院を受診した際、一緒に来院した本児を確認したところ、古い痣が左頬、眉間、左腕、左足にあった」との情報提供を受けている。出水市は、この痣は7月22日(月)に母子がH病院を受診するに至った怪我によるもので既に職員が認識していたことから、特にA児童相談所やJ警察署には連絡しなかった。</p>
令和元年8月8日	<p><b>出水市が本児宅を訪問</b>                      →不在のため、母子とは面会できずメモを残している。</p>
令和元年8月9日	<p><b>出水市からA児相へ要対協個別ケース検討会議開催の必要性を打診</b>                      →出水市には、要対協個別ケース検討会議の開催の必要性について、A児相に電話での相談をし、A児相からケースを確認の上、連絡があることになっていたことが記録されている。</p>
令和元年8月21日	<p><b>出水市が本児宅を訪問</b>                      →不在のため、母子とは面会できずメモを残している。</p>
令和元年8月22日	<p><b>出水市が母親へ家庭訪問の電話をするも連絡がとれていない。</b></p>
令和元年8月23日	<p><b>出水市が母親へ家庭訪問の電話をするも連絡がとれていない。</b></p>
令和元年8月26日	<p><b>出水市が本児宅を訪問</b>                      →母子と面談。見える範囲で確認しているが本児に痣などは確認されていない。</p>
令和元年8月28日	<p><b>本児の死亡が確認される。</b></p>

【明らかとなった問題点・課題 No. 1】

問題点・課題	委員からの具体的な指摘内容
1 市のリスクアセスメントの在り方	<p><b>①職員の専門的知識が不十分であった。</b>          本事例は、B市において「継続支援」と位置づけられた世帯が、出水市へケース移管されたものであり、B市での経緯や医療機関からの情報提供、家族形態の変化等を踏まえれば、児童虐待が疑われるケースとして子どもの安全を確保し、支援方針を迅速に作成すべきであったが、必要な専門的知識が不十分であったため、十分なアセスメントが行われていなかった。また、8月5日(月)のI病院からの情報提供についても、A児童相談所やJ警察署に連絡すべきであったがなされておらず、組織としての危機意識・専門性・対応力に課題があった。</p> <p><b>②訪問時の不在や電話連絡がとれない状況が続いた場合のリスク判断に甘さがあった。</b>          母親と約束していた時間に訪問しているにもかかわらず不在であったり、電話連絡がとれていない状況があるのであれば、リスク要因として認識すべきであった。</p>
2 市と関係機関との連携の在り方	<p><b>③ケース移管後の児童福祉担当課におけるアセスメントが不十分であった。</b>          出水市は、母子の氏名や生年月日、母親の妊娠、交際相手の存在、母子の転居先の情報について、B市から電話で提供を受けており、その後、ケース移管文書を受理している。ケース移管文書で把握した母親の生育歴や本児が4回E警察署に保護されている状況を考えれば、A児童相談所やB市に対し、もっとこれまでの対応状況等を照会するなど積極的にアセスメントを行う姿勢が必要であった。</p> <p><b>④医療機関から古い痣の情報提供を受けているが、関係機関と情報共有がなされていない。</b>          母親がI病院を受診した際、一緒に来院した本児を確認したところ、古い痣が左頬、眉間、左腕、左足にあったとの情報提供を受けている。この痣は母子がH病院を受診するに至った怪我によるものと職員が認識したことから、新たな情報提供として対応せず、A児童相談所やJ警察署には特に連絡していない。I病院からの情報提供で問題を確認した時点で、A児童相談所やJ警察署に連絡すべきであった。また、痣に関する新たな情報を得たのであれば、家庭訪問等により本児の確認を行うべきであった。</p> <p><b>⑤出水市が主体的に要対協個別ケース検討会議を開催していない。</b>          B市から出水市に転入してきた当該母子について、出水市、J警察署それぞれが情報提供を受けており、B市ではA児童相談所も入って要対協個別ケース検討会議が開催されている。これらの経緯から出水市の児童福祉担当課職員も、要対協個別ケース検討会議の開催についてA児童相談所に電話で打診しているが、開催するか否かについてはA児童相談所の出水市担当職員に判断を委ねており、結果として、出水市は、要対協の設置者として主体的に状況判断をせず、要対協個別ケース検討会議を開催しなかった。</p>

【明らかとなった問題点・課題 No.2】

問題点・課題	委員からの具体的な指摘内容
3 要対協の在り方	<p><b>⑤出水市が主体的に要対協個別ケース検討会議を開催していない。(再掲)</b>            B市から出水市に転入してきた当該母子について、出水市、J警察署それぞれが情報提供を受けており、B市ではA児童相談所も入って要対協個別ケース検討会議が開催されている。これらの経緯から出水市の児童福祉担当課職員も、要対協個別ケース検討会議の開催についてA児童相談所に電話で打診しているが、開催するか否かについてはA児童相談所の出水市担当職員に判断を委ねており、結果として、出水市は、要対協の設置者として主体的に状況判断をせず、要対協個別ケース検討会議を開催しなかった。</p> <p><b>⑥要対協代表者会議、実務者会議が7年間開催されていなかった。</b>            要対協は、多分野の機関が協働して支援に当たる枠組みであり、市町村でハイリスク家庭を支援するために中核的な役割を果たすものであるが、出水市では要対協代表者会議、実務者会議を開催するためのスキル不足や虐待対応力の未熟さから、平成25年度以降、代表者会議、実務者会議を開催しておらず、要対協の三層構造が適切に機能していなかった。</p> <p><b>⑦関係機関が情報共有する議事録が作成されていない。</b>            本事例では、出水市での要対協個別ケース検討会議の開催に至っていないが、出水市においても、これまで児童福祉担当課が所有するシステムへの議事録の保存はされているものの、参加した機関で共有する議事録を作成していなかった。各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、要対協個別ケース検討会議で決定した事項については、議事録を作成するとともに、その内容を関係機関で共有することが重要である。</p>
4 妊娠期・出産期からの母親への支援	<p><b>⑧母親の生い立ちや養育能力も踏まえたアセスメントができていなかった。</b>            B市において本児が保護された際、警察が指導するものの4回も同事案が発生しており、母親が徘徊防止の措置を執っておらず、十分に監護できていなかったことがうかがえる。こうした事実を踏まえれば、母親の幼少期の家庭環境や若年での出産、育児の困難さ等、過去の経緯や家族の生活歴を踏まえたアセスメントを心がけるべきであり、特に留意して母子の支援を行うよう努めるべきであった。</p>
5 市民に対する広報・啓発	<p><b>⑨相談窓口の周知・啓発</b>            児童虐待を受けたと思われる児童を発見した市民が市町村、児童相談所へ通告することは義務であり、躊躇することなく通告・相談できるような環境づくりに努める必要がある。</p>

【出水市における児童虐待再発防止策 No. 1】

提言事項	具体的な提言内容
<p>1 児童虐待への対応力の強化等</p>	<p><b>①職員の専門性の強化</b>            児童の問題に通じた専門性を有する人材を育成するため、職場におけるOJTはもとより、県が主催する要対協の調整機関担当者向けの研修受講のみならず、児童福祉司任用前講習会や県外研修機関での専門的な研修など積極的な研修機会の確保を図られたい。</p> <p><b>②リスク要因に対する適切なアセスメントの実施</b>            母親の妊娠や転居、家族形態の変化などの環境変化といったリスクの高まりを示す兆候を的確に捉えた上でアセスメントが実施されるよう徹底する必要がある。また、リスク判断を職員個人の能力や経験のみに頼るのではなく、より効果的な仕組みを検討されたい。</p> <p><b>③温度差があることを前提としたアセスメントの実施</b>            県検証報告書では、母子が引っ越した後のB市と出水市における引継ぎの中で、それぞれの組織内部でのリスクの捉え方に温度差があった可能性があるとして指摘されており、他市町村へ転居があった場合の転居元市町村と転居先市町村の情報共有については、可能な限り「対面での」引継ぎのルール化など、転居に当たってのリスクを共有するとともに、転居先市町村（出水市）においてアセスメントを徹底する必要がある。            また、出水市が他市町村へケース移管する際は、出水市でどのようにアセスメントして支援方針を作成し、どのように対応してきたかが分かる書類を引き継ぐなど、必要な情報を丁寧に伝えるよう求めたい。</p> <p><b>④組織内部での連携（母子保健担当課、子育て世代包括支援センター）</b>            児童虐待予防のため、児童福祉担当課は、特に母子手帳の交付や乳幼児健診などを担う母子保健担当課や子育て世代包括支援センターとの密接な連携が必要であり、連携の際には、それぞれが持つ情報を共有するだけでなく、必要に応じて要対協個別ケース検討会議において、関係機関と情報を早めに共有し、チームとして援助方針を検討し、担当部署が安心して支援が継続できるよう取組を強化すべきである。</p> <p><b>⑤子ども家庭総合支援拠点の設置</b>            出水市では、令和元年9月27日に安心サポートセンターを新設し、市民が抱える複合的な課題に対しての相談・支援を行うなど、特に課を越えて部内横断的に情報を集約できる体制を構築している。今後は、母子保健担当課や子育て世代包括支援センターとの連携を更に密にして、児童家庭に関する実情の把握や情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担う「子ども家庭総合支援拠点」を早期に設置し、引き続き、対応力強化を図っていただきたい。</p>

## 【出水市における児童虐待再発防止策 No.2】

提案事項	具体的な提案内容
<p>2 関係機関との連携強化</p>	<p><b>①児童相談所との連携</b>            早急に児童相談所との連携の在り方を見直し、個々の事例に関して市が主体的に対応していく努力をするべきである。なお、児童相談所との連携を考える時に、市にできること、児童相談所のみできることを整理する必要がある。前者は、妊娠期からの「長期的な関わり」や保育施設や学校との連携の中での「日常支援」である。後者は、専門的な判定や立入調査、一時保護、入所措置等行政権限の発動を伴うような対応である。市町村と児童相談所がどの程度のケースを主として担うのかは地域の状況等も踏まえて検討する必要があるが、A児童相談所と出水市の役割分担を具体的に整理し、主担当機関の判断が確実に客観的な指標とともに行われる連携体制の構築を求める。</p> <p><b>②警察との連携</b>            児童虐待の兆候を把握した場合には、状況が急変、悪化する場合を想定し、初期の段階からの警察との緊密な連携、情報共有を基本とした対応が必要である。</p> <p><b>③医療機関との連携</b>            地域の医療機関に対して、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口を周知することにより、虐待の問題を医療機関が発見した場合に速やかに通告される体制を整えておくことが大切である。また、要対協においては、構成員に守秘義務が課せられていることから、関係機関間で積極的に情報提供・共有を行うとともに、要対協による援助が適切かつ円滑に行われるために、実務者会議や個別ケース検討会議に公益社団法人出水郡医師会や市内医療機関の出席を要請するなど、連携して対応する仕組みを早急に検討する必要がある。</p> <p><b>④その他関係機関との連携</b>            出水市においては、児童相談機関としてA児童相談所に加え、令和2年10月1日に開所した北薩児童家庭支援センターとの連携が可能である。児童家庭支援センターは、地域に密着した専門的でよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設であり、出水市は同センターに協力や支援を求めるなど、積極的な活用を図られたい。また、出水市は、保護者に対して必要な情報提供等の支援を行うとともに、障害施策に関わる関係部署（障害福祉担当課、保健センター、保健所等）や相談支援事業所、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所とも連携した対応を図られたい。</p>

【出水市における児童虐待再発防止策 No.3】

提案事項	具体的な提案内容
3 要対協の強化	<p><b>①要対協三層構造の機能強化</b>            本事例では、要対協が適切に機能していなかったことが指摘されており、再発防止に向けて要対協を強化していくことが求められる。これまでも行われていた個別ケース検討会議に加え、代表者会議（年に1～2回）、実務者会議（数か月に1回）の機能を十分に整理し開催していく必要がある。</p> <p><b>②情報共有の積極的な推進</b>            要対協は、個人情報を含む支援に必要な様々な情報を共有し、適切な援助方針を確立するため、構成員に守秘義務を課すことで、情報共有を可能とする仕組みになっている。実務者会議や個別ケース検討会議に児童相談所や警察のほか、要対協構成機関である公益社団法人出水郡医師会や市内医療機関、学校、保育園などの出席を要請し、積極的に情報を共有するよう努められたい。</p> <p><b>③個別ケース検討会議における議事録の作成・共有等</b>            個別ケース検討会議では、関係機関各々が持っている情報が出席者全員で共有され、会議出席者や各関係機関の役割、確認事項などの協議結果の内容と次回会議の開催日を記録した議事録を作成するとともにその内容を参加した関係機関等で共有することが重要である。議事録の作成に当たっては、記録の仕方等必要十分かつ簡潔に収まるよう工夫することも検討されたい。また、議事録の作成とともに組織的に登録ケースの進行管理を行う必要があることから、進行管理シート等の活用も検討されたい。</p>
4 市民に対する広報・啓発の充実	<p><b>①相談窓口（子ども家庭総合支援拠点）の周知・啓発</b>            保護者が安心して子育てができる地域として、身近な相談窓口である「子ども家庭総合支援拠点」を早期に設置し、市民から気軽に相談、支援を求められる体制整備に努めるとともに、市ホームページや広報誌、SNS等を活用し、分かりやすい相談窓口の効果的な周知・啓発に努められたい。</p> <p><b>②児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知・啓発</b>            再発防止のためには地域住民が持つ情報を関係機関が把握し早期に対応する必要がある。虐待の端緒を早期につかむためにも児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知が必要であり、出水市には積極的に啓発キャンペーンや啓発活動などを検討いただきたい。</p> <p><b>③子育て支援メッセージの発信</b>            虐待の早期発見とともに虐待の発生予防に向けた取組が重要であり、幅広い子育て支援メッセージを出水市が積極的に発信することを検討いただきたい。出水市が保護者向け、地域向け、支援者向けの子どもの発達や育児に関する研修会や講演会等を開催し、長期的に子育てを応援する地域の雰囲気醸成していくことも重要である。</p>



### **【提言のフォローアップ】**

出水市児童虐待再発防止検討委員会が行った提言に対する取組状況について、出水市の施策の進捗状況確認及び施策の効果的な推進に対する助言を行うため、提言のフォローアップとして、原則、提言書公表から半年後の本委員会で取組状況を把握することとする。